

建築物環境性能表示制度のご案内

大阪府のラベルが新しくなります!

大阪府では、分譲マンションや賃貸オフィスの募集広告及び工事現場に建築物の 環境性能ラベル(府ラベル)の表示を義務付け、建築物に対する府民の環境配慮意 識を高めるとともに、省エネ性能等が高い建築物が選択されやすい市場環境の整 備を図っています。

令和6年4月1日より、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に 基づく新たな省エネ性能ラベル(国ラベル)制度の開始に伴い、府ラベルの様式を 追加しました。



ラベルを選べるよう

0.0

になったよ

条例に基づく環境性能評価の項目のみの様式

追加した新ラベル様式(国ラベルの多段階評価等を参考表示)



ベルの多段階評価を参考表示したラベル様式をご活用ください!!

「建築物省エネ法による評価」

参考情報として、国の告示に基づき、一次エネ ルギー消費量及び外皮性能に係る多段階評価 に対応する数の星マーク及び住宅マークによ り表示しています。

断熱性能

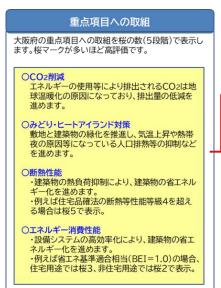
・住宅品確法の断熱等性能等級1~7に相当す る7段階で表示。

○エネルギー消費性能

強調された★マーク)

- ・★1で省エネ基準適合、さらに星が一つ増え る ごとに10%削減(最大★6で50%削減) ・太陽光の自家消費による削減分を見える化(
- ○評価年月日
- ・国の告示に基づく評価が確定した日

新ラベルの概要





総合評価

CASBEEの評価項目に基づき、環境性能を総合 的に評価した結果を示すもので、星マークが多い ほど優れています。

5つ星 S (素晴らしい) 4つ星 A (大変良い) * * * 4 4 3つ星 B+(良い) 2つ星 B-(やや劣る) 1つ星 C (劣る)

国ラベルの参考情報

建築物省エネ法に基づく告示(令和5年国土交通 省告示第970号)に基づき表示しています。 ○断熱性能

住宅品確法の断熱等性能等級1~7に相当する 7段階で表示。

○エネルギー消費性能

・★1で省エネ基準適合、さらに星が一つ増える ごとに10%削減(最大★6で50%削減) ・太陽光の自家消費による削減分を見える化

受付番号

建築物環境計画書の届出における受付番号を表 示しています。 「R6」は令和6年度の届出建築物であることを示

しています。

府ラベルと国ラベルでは、重複している表示項目(断熱性能、エネルギー消費性能)について多段階等評価の基準や数が異な りますが、事業者の負担軽減や消費者への分かりやすい情報提供が可能となるよう新たなラベルを追加しました。

お問合せ先 (届出先)

大阪府 都市整備部 住宅建築局 建築環境課 建築環境・設備グループ 〒559-8555 大阪市住之江区南港北一丁目14-16(大阪府咲洲庁舎27階)

TEL:06-6210-9725

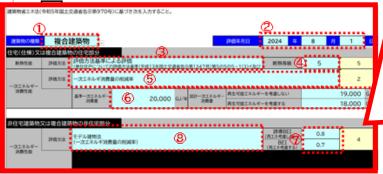
URL: https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi shinsa/casbee index html/rabel.html





重点評価シート(エクセル)の入力方法(追加部分)





※国ラベルを参考表示するため追加した入力項目

①「建物の種類」

国ラベルの3種類の用途区分をプルダウンメニューから選択。

②「評価年月日」

国の告示に基づく評価が確定した日を入力してくださ い。

住宅部分の評価

③断熱性能の「評価方法」

初期設定では「評価方法基準による評価」が選択されています。

なお、仕様基準を用いた場合は、「誘導基準に適合」「省 エネ基準に適合」から選択してください。

④「断熱等級」

品確法による断熱等級をプルダウンメニューから数 値を選択してください。

⑤一次エネルギー消費性能の「評価方法」

初期設定では「一次消費エネルギーの削減率」が選択されています。

なお、仕様基準を用いた場合は、「誘導基準に適合」「省 エネ基準に適合」から選択してください。

⑥「一次エネルギー消費量」

基準と設計の一次エネルギー消費量を入力してくだ さい。

非住宅部分の評価

⑦一次エネルギー消費性能の「評価方法」

初期設定では「モデル建物法」が選択されています。 なお、「標準入力法等」を選択した場合は、下のセルに 一次エネルギー消費量の入力セルが出てきます。

®BEI

再エネを考慮しないBEIは「誘導BEI」の欄に、再エネを考慮したBEIは「BEI」の欄に数値を手入力してください。

参考

■府内自治体のラベル制度※床面積の合計2,000㎡以上の新築、増築、改築しようとする建築物が対象







大阪府内では、大阪府のほか大阪市や堺市において建築物環境配慮制度にかかる届出がなされた建築物に適用されるラベルがあります。

■国のラベル制度※すべての新築建築物が対象





販売・賃貸事業者が建築物の省エネ性能を広告等に表示することで、消費者等が建築物を購入・賃借する際に、省エネ性能の把握や比較ができるようにする制度です。住まいやオフィス等の買い手・借り手の省エネ性能への関心を高めることで、省エネ性能が高い住宅・建築物の供給が促進される市場づくりを目的としています。

2024年4月以降、事業者は新築建築物の販売・賃貸の広告等において、省エネ性能の表示ラベルを表示することが求められます(努力義務)。

(参考)国土交通省ホームページ: https://www.mlit.go.jp/shoene-label/